

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
刑法			

評価(ABCD)

B

第1 設問1について

1. (1) まず、乙にAに対する詐欺未遂罪の共同正犯が成立する
ためには、~~どの要件が必要なのか。その成立要件が問題~~
となる。刑法60条では、二人以上「共同して犯罪を実行」
した者は、「すべて正犯」とすると定めている。共同正犯の根
拠は、~~単に複数の者が相互に協力し共同して犯罪を實現~~
する点にある。だとすれば、共同正犯となる場合とは、①
相互に意思連絡があり、②自己の犯罪として實現する意思
(正犯性)が必要である。

(2) 本問では、乙に②正犯性認められず、共同正犯
とはならないとの主張が考えられる。

たしかに、甲は高専時代乙に対し、自己とDの行為につ
いて金と伝えており、乙は甲の行為が何らかの犯罪であ
るという点は認識していた。~~とれに付いて~~

しかし、乙は甲の高専時代の後輩であり、二人の間には
一定の身分関係があった。とて、甲が乙に話をもちかけた
際、犯罪には加担したくないと思っていた。やがての翌日、
ある日の朝、ある甲の品物で折れば後でいい目にあうかも
しれない、という一種の恐怖感から仕方なく仕事を引受けている。

(3) このことから、乙には②自己の犯罪として實現する意思が乏しい
との主張が考えられるが、乙は、何とせ屋を営んでおり、万円の
報酬を得る予定であったこと、甲から何らかの行為を依頼され
たに依りながら、自己の意思で行為に及んだと考えられるため、
この主張は認められない。

2. 次に、Aが警察に相談し自身がいまされていることを認識した
後、犯人を捕えるためにだまされたふり作戦を開始しているから、
この時点で結果発生危険性はなくなり、不能犯として、乙は

不成立。

問1に答えた被疑者は
単に3つの主張を並べただけで
説明が足りない。
3つ主張をまとめて説明
は評価できます。

主張①OK

主張③OK

甲が何らかの行為を執行後に甲と共謀した乙には、不能犯と
して犯罪の成立はないとの主張が考えられる。

(1) たしかに、Aがだまされていることに気づき、警察と共にだまされたふり
作戦を開始したことで、Aが現金を交付する可能性はない。
この点をもとに、結果発生危険性はかき消えたとはいえない。今
同様に、たとえ乙が実行行為をなした後の偶然的な
事情により、結果発生に障害が生じたこと、不能犯として不
可罰となるのは、妥当ではない。

(2) よって、この主張は認められない。

3. (1) 2で検討したとおり、だまされたふり作戦に乙の開始により
不能犯とはならないとしても、~~果して詐欺未遂が成立しているならば~~
乙は甲が詐欺の実行行為を行った後に共謀を成立させ
加担したのだから、詐欺未遂との関係で因果性をもたない
との主張が考えられる。

(2) しかし、詐欺罪は交付罪があり、実行行為の欺罔行為から
財物を受領するまで一体性を有する。ある者の行為が実行行為
を行っていたとしても、財物の受領が犯罪を完成させるための重要
な要素であり、それに加担した者は事後に因果性を
もつことも可能である。詐欺罪のように、手段が限られ段階的
な行為が予定されている犯罪であれば、実行行為がなされた
後に加担した者は、承継的に共同正犯となり得る。

(3) 本問でも、乙は甲の実行行為後に共謀を成立させているが、
承継的共同正犯として処罰される。よって、この主張も認め
られない。

第2 設問2について

1. 甲の罪責

(1) 甲がB銀行の担当者として偽り、Eに対して抽選に参加するた
めに指示する口座に50万円を振り込ませた行為に、詐欺罪
(刑法246条1項)が成立しない。

(2) 「欺」く行為とは、相手方の財産的処分行為の判断の基

主張②OK
ただし高専には
不能犯でよい
記憶して下さい。

根拠を立して下さい。

承継的共同正犯
で成立させるための
根拠を立して下さい。

1 ページ
裏面へ

2 ページ

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

高等司法研究科 法律文書鍊成講座 解答用紙

科 目 名	区 分	学籍番号(在学時)	氏 名
刑法			

評價(ABCD)

礎となる重要な事項と為ることをいう。また、詐欺罪に交付罪であるため、詐欺同行為は、処分行為に向けたものでなければならぬ。処分行為とは、処分意思に基づいて、財産の占有を終局的に移転させることをいう。

5 本問は、甲は、Eが特別当選抽選に参加するために、B銀行に参加費を50万円支払わなければならぬことを伝え、~~支払~~、13日、
実際はそうしたことではない。Eは、当選金額1980万円が当たり
の6の特別抽選に参加するために50万円をふりこまという意思
で毎月の行爲を行っている。よって、甲の行爲は、知れ行爲に
10 向けられ、知れを有する否かの判断に要する基礎となる
重要な事項を為しているといえる。

(3) 手付 E は、甲の言葉を信じ、50万円を口座に振り込んでいるため、欺罔行為に基づき錯誤と交付行為を認められる。

15 (4) 以上より、甲には乙に対する詐欺罪が成立する。

2. 兩の罪責

(1) 丙は、甲のEに対する詐欺罪の行為(上記行為)の後、甲と意思を通信し、F名義のキャッシュカードと暗証番号の書かれた紙を貸しとり、ATMで50万円を引き出さねとを承諾している。

20 したが、この時点で E は F 名義の口座に 50 万円を振り込んだ
でしよ、とわり、E に対する詐欺罪は終了しているといえる。

(2) 丙は、B銀行の支店のATMでFのキャッシュカードで暗証番号を用いて現金50万円を引き出し逃走した行為は、別個の犯罪がある。

25 (3) 亦、~~所~~はEに対する詐欺罪に7112毒罪を負わねい。

4上

計兩来にか
たいす。
「直ぐの内に依てか」
な計だと思ひます。

兩地共同工作
ないが、よく

〈産休〉

・字がキレて読み易い。

24. 校付(2下才16)

70

3 ページ

裏面へ

30

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

4 ページ